林業種苗法施行規則の一部を改正する省令

林業種苗法施行規則（昭和四十五年農林省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「条例の公布と同一の」を「都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の三の四第一項及び第五十六条の五第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「（開発保全航路内における放置等禁止物件）」に改める。

第十八条の四の次に次の二条を加える。

（緊急確保航路内における放置等禁止物件）

第十八条の五　法第五十五条の三の四第一項の国土交通省令で定める物件は、次に掲げるものとする。

一　船舶

二　土石

三　いかだ

四　竹木

五　車両

六　前各号に掲げるもののほか、緊急確保航路における非常災害が発生した場合の船舶の交通又は沈没物その他の物件の除去に支障を与える程度においてこれらの物件に類するもの

（緊急確保航路内における技術基準対象施設の建設等の許可）

第十八条の六　法第五十五条の三の四第二項の国土交通大臣の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類（技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする者以外の者にあつては、第四号に掲げる書類に限る。）を国土交通大臣に提出するものとする。

一　次に掲げる事項を示し又は記載した書類

イ　建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設の諸元及び要求性能

ロ　建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設への作用及びその設定の根拠

ハ　イ及びロの照査方法

二　建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設の施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類

三　建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設を適切に維持するための維持管理方法を記載した書類

四　前三号に掲げるもののほか、国土交通大臣が必要と認める書類

2　前項の規定は、法第五十五条の三の四第四項の規定により準用する法第三十七条第三項の規定により国土交通大臣と協議しようとする者について準用する。この場合において、前項中「国土交通大臣の許可を受け」とあるのは「国土交通大臣と協議し」と読み替えるものとする。

第三十八条第一項及び第十号様式中「第四十三条の八第二項」の下に「、第五十五条の三の四第二項」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）の施行の日（平成二十五年八月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に交付したこの省令による改正前の港湾法施行規則第十号様式による証明書は、この省令による改正後の港湾法施行規則第十号様式による証明書とみなす。

告　示

○法務省告示第二百六十八号

宮城県登米市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年九月二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、登米市役所又は仙台法務局登米支局に照会すること。

平成二十五年八月一日

法務大臣　谷垣　禎一

宮城県登米郡宝江村大字田沼新井田字並柳九十九番地

熊谷　一郎

○法務省告示第二百六十九号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十五年八月一日

法務大臣　谷垣　禎一

東京法務局所属　公証人　岩橋　義明

横浜地方法務局所属　公証人　橘田　博

前橋地方法務局所属　公証人　石井　末弘

甲府地方法務局所属　公証人　皆川　正文

神戸地方法務局所属　公証人　小鷹　勝幸

金沢地方法務局所属　公証人　奥田　哲也

山口地方法務局所属　公証人　山下裕一郎

仙台法務局所属　公証人　紺野　清幸

福島地方法務局所属　公証人　菅谷　久男

釧路地方法務局所属　公証人　伊藤　正之

○法務省告示第二百七十号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十五年八月一日

法務大臣　谷垣　禎一

住所　千葉県東金市台方1195番地5

馮翊昌　昭和28年10月17日生

李麗珍　昭和31年1月3日生

馮文嶺　平成6年12月1日生

住所　東京都港区南麻布2丁目6番23号

ヘマント・クマル・カサナ　昭和44年5月2日生

住所　奈良県生駒郡平群町緑ヶ丘6丁目8番2号

サンプーニャム・オルホン　昭和39年9月21日生

ヨシミ・オチル・エルデネ　平成2年4月17日生

ヨシミ・ニンジン　平成6年12月6日生

住所　愛知県一宮市新生4丁目4番7―202号

朴幸生　昭和34年1月1日生

趙明淑　昭和39年3月30日生

朴和成　平成元年1月11日生

朴美華　平成2年11月20日生

住所　愛知県一宮市奥町字三出25番地5

朴秀徳　昭和62年1月25日生

住所　大阪府東大阪市大蓮南4丁目9番9号

トラン・ティ・タン・ウェン　昭和63年1月15日生

トラン・タン・ティー　平成2年5月1日生

住所　千葉県船橋市宮本1丁目19番14号

張志巍　平成7年11月22日生

張志隆　平成12年8月1日生

住所　東京都新宿区大久保3丁目9番5―208号

魯仁泰　昭和4年9月8日生

金美花　昭和16年1月5日生

魯寿美子　昭和33年10月13日生

住所　埼玉県入間市東藤沢1丁目1番7号

王溜懿　昭和59年1月18日生

李善姫　昭和58年10月29日生

王天佑　平成22年6月10日生

王璽軒　平成24年12月13日生

住所　川崎市川崎区堀之内町5番地1

張小龍　昭和57年4月9日生

住所　東京都大田区大森北1丁目22番3―804号

許慧莉　昭和42年9月1日生

住所　神奈川県鎌倉市稲村ガ崎4丁目7番1号

李淑媚　昭和42年8月9日生

住所　東京都港区赤坂7丁目5番34―41号

林郭秀櫻　昭和22年11月30日生

住所　埼玉県川口市西川口4丁目13番8号

劉剛　昭和55年11月8日生

住所　北海道旭川市花咲町1丁目2232番地

崔和子　昭和30年4月1日生

住所　北海道旭川市花咲町1丁目2232番地

朴文河　昭和55年1月7日生

住所　北海道旭川市豊岡3条6丁目3番12号

朴吉香　昭和60年5月9日生

住所　埼玉県川口市中青木3丁目9番1―614号

孫強　昭和60年1月10日生

住所　熊本県天草市東浜町22番32号

李應璿　昭和26年9月18日生

金禮子　昭和27年6月4日生

住所　熊本県天草市船之尾町6番17号

李榮中　昭和54年5月11日生

住所　愛知県稲沢市稲沢町北山2丁目50番地1

文光秀　昭和55年3月21日生

住所　大阪市生野区巽北4丁目2番2―408号

馬琳琳　昭和56年11月10日生

住所　東京都品川区平塚1丁目6番12―603号

劉人傑　昭和57年12月4日生

住所　香川県高松市出作町382番地1

陳佳　昭和58年1月13日生